

●地区計画

○地区計画（法第12条の5）

地区計画制度は、都市における良好な市街地環境の創造、保全を図るため、地区を単位として住民の意見を十分に反映させながら、道路、公園等の公共施設の配置及び規模、あるいは建築物の形態等について総合的な計画を策定し、この計画に基づいて建築又は開発行為を規制、誘導することにより、良好なまちづくりを進めることを目的とするものです。地区計画は、次のような地区において定めることができます。

- ①土地地区画整理、再開発などにより道路公園等の公共施設が整備された地区、又は事業が行われようとしている地区
- ②ミニ開発などで宅地化が進みつつあり、将来、道路、公園等の公共施設の不足により、環境の悪いまちなみが形成されるおそれのある地区
- ③既に優れた環境のまちなみが形成されている住宅地や商業地で、今後もその保全又は保護をすべき地区

本市では、土地地区画整理事業等により都市基盤が整備された日向岡地区、五領ヶ台地区（めぐみが丘）、東豊田地区、真田・北金目地区及び真田地区、都市計画提案制度を活用した天沼地区、市街化区域への編入に併せ決定したツインシティ大神地区など8地区で、良好な住環境等の形成を目的として、地区計画を都市計画決定しています。

◇地区計画

名 称	決定年月日・告示番号 (変更)	位 置	面積 (ha)	建築物等に関する制限事項
日向岡地区	平成 2. 4. 2 市第 65 号 (平成 8. 5. 10 市第 96 号)	日向岡一丁目、 日向岡二丁目 地内	約 35. 7	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造
真田地区	平成 6. 4. 1 市第 93 号 (平成 16. 3. 5 市第 82 号)	真田地内	約 12. 4	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造
五領ヶ台地区	平成 6. 4. 1 市第 94 号 (平成 19. 7. 20 市第 249 号)	めぐみが丘一丁目、 めぐみが丘二丁目 及び公所地内	約 37. 5	建築物の用途、敷地面積の最低限度、建ぺい率、容積率の最高限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、その他
東豊田地区	平成 7. 3. 24 市第 58 号 (平成 10. 11. 16 市第 255 号)	東豊田字道下、 字散田及び字川 合並びに豊田打 間木字川端地内	約 22. 3	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造
富士見町地区	平成 17. 11. 29 市第 392 号	富士見町及び豊原町 の一部	約 11. 4	建築物の用途、容積率の最高限度、高さの最高限度、かき・さくの構造
真田・北金目地区	平成 18. 12. 12 市第 389 号 (平成 26. 12. 17 市第 457 号)	真田一丁目、真田二 丁目、真田三丁目、 北金目一丁目、北金 目二丁目、北金目三 丁目及び北金目四丁 目地内	約 68. 7	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造
天沼地区	平成 26. 9. 5 市第 329 号	天沼、堤町、 東八幡一丁目、 宮松町地内	約 18. 9	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、壁面後退区域における工作物設置の制限、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、緑化率の最低限度
ツインシティ大神地区	平成 27. 8. 28 市第 317 号 (令和 6. 2. 22 市第 60 号)	大神五丁目、大神六 丁目、大神七丁目及 び大神八丁目地内	約 68. 8	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、高さの最高限度、形態・意匠、かき・さくの構造、緑化率の最低限度